

延岡市介護サービス事業者の業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付老発第0330077号老健局長通知）に基づき、要介護若しくは要支援の認定を受けた被保険者に介護保険制度に基づくサービスを提供する事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 この要綱で定める検査は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が本市に所在する事業者を対象とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

一般検査は、前条に定める介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備状況、及び運営状況を確認するため、概ね6年に1回、報告書の提出又は立ち入りの方法により行う。

(2) 特別検査

特別検査は、前条に定める介護サービス事業者において、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に行う。

(検査通知等)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 検査通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、あらかじめ実施の根拠規定、検査担当者の氏名、実施日時、場所及び調査の方法等を文書により通知するものとする。ただし、立ち入りの方法による一般検査及び特別検査（以下「立入検査」という。）を実施する場合において、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事業者の実態把握をすることができないと認められる場合には、立入検査時に、実施の根拠規定、実施日時及び場所、調査の方法等を文書により通知するものとする。

(2) 検査結果の通知

検査の結果、次条に規定する改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(3) 報告書の提出

介護サービス事業者に対して、前号の通知をした事項について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置等)

第5条 検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第115条の34の規定に基づき、文書により当該各号の行政上の措置を行うことができる。

(1) 勧告

法第115条の32第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って、業務管理体制が整備されていないことが認められた場合、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。また、この勧告を受けた介護サービス事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

前号の勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。また、この命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

- 2 前項の行政上の措置に係る対応について、介護サービス事業者に対して、文書により報告を求めるものとする。
- 3 第1項第2号の命令をしようとする場合は、当該介護サービス事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。